

「馬淵川水系河川整備学識者懇談会」規約（案）

第1条（趣旨）

この規約は、「馬淵川水系河川整備学識者懇談会」（以下「懇談会」という。）の設置について必要な事項を定める。

第2条（目的）

この懇談会は、国土交通省東北地方整備局が作成する「馬淵川水系河川整備計画（大臣管理区間）」の案及び青森県知事が作成する「馬淵川水系河川整備計画（指定区間）」の案について意見を述べるとともに、河川整備計画策定後の各種施策の進捗に関して意見を述べるものとする。また、河川整備計画（大臣管理区間）に基づいて実施される事業のうち、再評価、事後評価の対象事業の評価を行い、東北地方整備局長に対し、意見を述べるものとする。

第3条（組織）

懇談会は、東北地方整備局長及び青森県知事が設置する。

2 懇談会の委員は、東北地方整備局長及び青森県知事が委嘱する。

第4条（座長）

懇談会に座長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は懇談会の運営と進行を総括する。

3 座長は、副座長を委員の中から指名する。

4 座長に事故があった場合には、副座長がその職務を代行する。

第5条（懇談会）

懇談会は、座長が招集する。

2 懇談会委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。

3 懇談会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
なお、委員の代理出席は原則として認めない。

第6条（公開）

懇談会の公開方法については懇談会で定める。

第7条（事務局）

懇談会の事務局は、東北地方整備局青森河川国道事務所及び青森県県土整備部におく。

第8条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第9条（雑則）

この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附則（施行期日）

この規約は、平成19年 月 日より施行する。

「馬淵川水系河川整備学識者懇談会」委員名簿

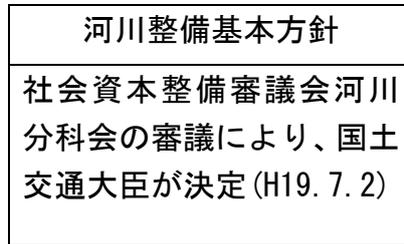
| | 氏 名 | 所 属 等 |
|----|--------------------------------|-------------------------|
| 1 | 久慈 豊 <small>くじ ゆたか</small> | 三戸町 町長 |
| 2 | 工藤 明 <small>くどう あきら</small> | 弘前大学農学生命科学部 地域環境工学講座 教授 |
| 3 | 工藤 祐直 <small>くどう すけ なお</small> | 南部町 町長 |
| 4 | 小林 眞 <small>こばやし まこと</small> | 八戸市 市長 |
| 5 | 齋藤 宗勝 <small>さいとう むねかつ</small> | 盛岡大学短期大学部 食物栄養科 教授 |
| 6 | 佐々木 幹夫 <small>ささき みきお</small> | 八戸工業大学大学院 工学研究科 教授 |
| 7 | 佐原 雄二 <small>さわら ゆうじ</small> | 弘前大学農学生命科学部 環境生物学講座 教授 |
| 8 | 関下 斉 <small>せきした ひとし</small> | 八戸野鳥の会 副会長 |
| 9 | 竹内 貴弘 <small>たけうち たかひろ</small> | 八戸工業大学大学院 工学研究科 教授 |
| 10 | 三浦 忠司 <small>みうら ただし</small> | 八戸歴史研究会 会長 |
| 11 | 山下 祐介 <small>やました ゆうすけ</small> | 弘前大学人文学部 公共政策講座 准教授 |

計 11名

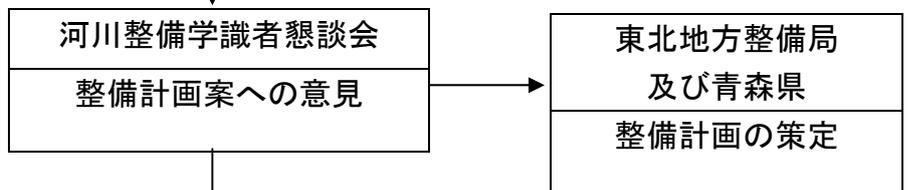
敬称略、50音順

馬淵川水系河川整備学識者懇談会の役割

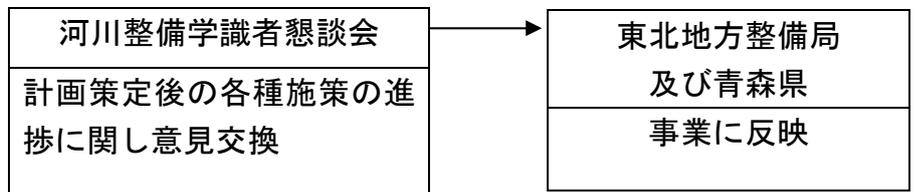
河川整備基本方針策定



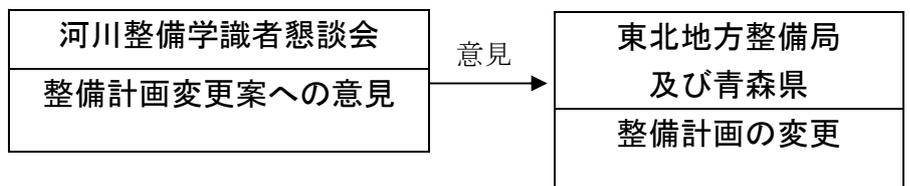
整備計画策定



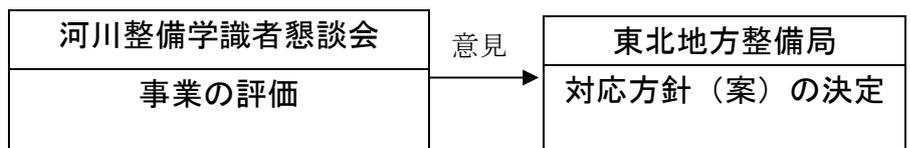
意見交換
(必要に応じ)



整備計画変更
(特段の状況変化があった場合)



事業評価
5年後

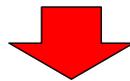


事業評価について

公共事業評価の目的

公共事業における

- 効 率 性
- 実施過程の透明性



より一層の向上

国土交通省が政策評価によって目指すもの

・国土交通省では、政策評価システムを実践することにより、以下のような**4つの目的**の達成を目指しています。

国民本位で効率的な
質の高い行政を実現する

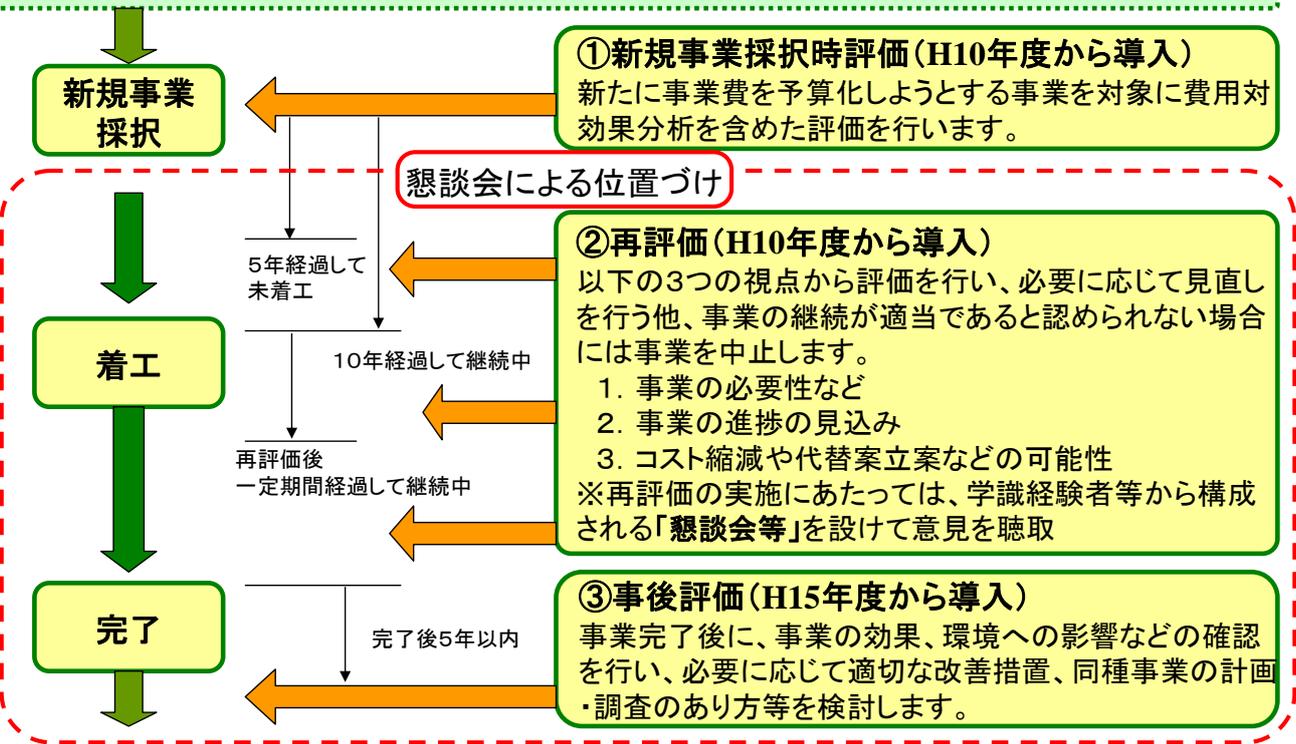
政策を重視する行政への
転換を図る

統合のメリットを活かした省全体の
戦略的な施策展開を推進する

国民に対する説明責任
(アカウンタビリティ)を果たす

公共事業評価の実施方法

評価の対象 維持・管理、災害復旧に係る事業等を除く、全ての国土交通省所管公共事業（道路、河川、海岸、港湾、空港、鉄道、下水道、土地区画整理、住宅市街地など）



国土交通省所管公共事業の再評価実施要領 抜粋

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じてその見直しを行うほか、事業の継続が妥当と認められない場合には中止するものとする。

事業採択 : 事業費の予算化
一定期間 : 5年間
未着工の事業 : 河川事業 用地買収手続き、工事とも未着手
ダム事業 同上

第4 再評価の実施及び結果等の公表

1 再評価の実施手続

(4) 河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置づけるものとする。また、公団等施行事業においても。

第6 事業監視委員会

再評価の実施主体の長は、再評価に当たって学識経験者等の第三者から構成される委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

6 河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領 抜粋

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事後評価を実施する。事後評価は事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映することを企図するものとする。

第3 事後評価を実施する事業

1 事後評価を実施する事業は、以下のとおりとする。

(1) 事業完了後一定期間が経過した事業

一定期間： 事業の特性を踏まえ5年以内

事業完了： 河川事業 原則として一連の整備効果を発現する区間の整備が完了した時点

ダム事業 原則として建設事業が完了した時点

第6 事業評価監視委員会

事後評価の事業主体の長は、事後評価に当たって、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」第6に定める事業評価監視委員会の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

5 河川事業及び「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」の対象とならないダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために、学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて、当該委員会において審議を行うものとする。